

宇陀市空き店舗対策支援事業補助金

地域経済の活性化・にぎわいの創出を図るため、市内の空き店舗を改修して事業を開始する事業者に対し、施設改修・設備投資等に要する経費の一部を補助します。

補助額

市内に住所または本社を有する事業者：補助対象経費の2分の1

市外に住所または本社を有する事業者：補助対象経費の3分の2

補助上限額：上記いずれの場合も200万円

補助対象者

空き店舗を購入、賃借又は使用貸借（以下「購入等」という。）し、当該空き店舗で新たに事業を実施しようとする個人事業主及び中小企業者等

補助対象経費

市内の空き店舗を改修して事業を開始する事業者に対し、新たに取り組む下記の1. 2に要する経費を対象とします。

1. 施設改修

市内に本社、本店、支店、事業所等を有する法人又は住所を有する個人事業主に委託して行う施設改修に係る工事に要する費用。ただし、次に掲げる工事に要する費用を除く。

- (1) 駐車場の工事
- (2) 空き店舗と別棟の倉庫の工事
- (3) 造園、門扉、塀又は外構のみの工事
- (4) 下水道への接続のみの配管工事
- (5) 合併処理浄化槽設備工事
- (6) 施設改修の工事を伴わない解体工事
- (7) 内装工事を伴わない電気製品及び照明器具の取替工事
- (8) その他市長が適当でないと認める工事

2. 設備投資

次に掲げるすべての要件を満たす有形固定資産の取得に要する費用。

- (1) 取得価格が1つにつき100,000円以上であること
- (2) 直接的に事業の用に供するものであること
- (3) 中古品又はリース契約に基づくものでないこと
- (4) その他市長が必要とみとめるものであること

過去活用事例

- ・ 空き店舗を活用し、飲食店を開業
 - ・ 空きテナントを活用した、療術業者の新規開院及び小売業者の店舗新設
 - ・ 事業拡大のために空き事務所を活用し、塾店舗増設
 - ・ 市外に本拠地を置き、宇陀市に支店事務所を新設
- 上記以外にも様々な事業用途にご利用いただけます。

お問合せ先

宇陀市 農林商工部 商工産業課

(TEL:0745-82-5874 Mail:k-yuuchi@city.uda.lg.jp)



※本補助金の申請は**施設改修及び設備投資実施前**に限りますので、ご検討の際には事前にご連絡いただきますようお願いいたします。

詳細及び申請書類等については上記QRコードよりご確認ください。